

## 椎葉村農業委員会 農地利用最適化推進委員 募集要項

平成 28 年 4 月 1 日に「農業委員会等に関する法律」が改正されたことにより、農業委員会に農地等の利用の最適化の推進などを職務とする農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を新たに設置することとなりました。

椎葉村農業委員会では、平成 29 年 7 月 20 日からの新体制から推進委員を設置することとなっています。つきましては、以下のとおり推進委員を募集します。

### 1. 募集期間 平成 29 年 2 月 20 日（月）～3 月 21 日（火）（当日必着）

※応募人数が定数に満たない場合等は延長することがあります。

### 2. 募集人数 及び担当区域 4 人

区域名	地区名	人数
大字下福良	上椎葉区、鹿野遊区、仲塔区、尾八重区	1 名
大字大河内	梅尾区、大河内区、小崎区	1 名
大字不土野	尾向区、不土野区	1 名
大字松尾	松尾区	1 名

### 3. 主な業務

担当地区において、農業委員会の委員と連携し主に下記の活動に従事します。

- (1) 毎月 1 回程度の会議等への出席
- (2) 農地等の利用の最適化の推進
  - ①担い手への農地利用の集積・集約化（農地のあっせん活動）
  - ②耕作放棄地の発生防止・解消
  - ③新規参入の促進
- (3) 農地パトロール（農地利用状況調査）
- (4) 農業者の意向確認などの調査活動
- (5) 研修会等の自己研さん

### 4. 任期 平成 29 年 7 月 20 日～平成 32 年 7 月 19 日（3 年間）

### 5. 報酬 年額 204,000 円 ただし農地のあっせん実績に伴う加算額あり。 （※報酬から源泉徴収分を差し引いた金額が支給されます。）

### 6. 身分 非常勤の特別職

### 7. 募集方法 (1) 個人または団体等からの推薦 (2) 個人による応募（自薦）

## 8. 推薦・応募資格

椎葉村に住所を有する、農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進に熱意と識見を有する者。

ただし、次の各号のいずれかに該当する人は応募できません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 基準日(平成 29 年 7 月 20 日)において 20 歳未満の者
- (4) 成年被後見人または被保佐人である者
- (5) 椎葉村の職員および村が設置する他の附属機関の委員
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

## 9. 申込み方法・提出先

椎葉村役場農業委員会事務局で申込用紙を受け取るか、椎葉村ホームページより申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、募集期間内（土・日除く）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに 椎葉村農業委員会事務局に提出してください。

・提出書類

- (1) 個人が推薦する場合  
(様式第 1 号) 農地利用最適化推進委員推薦申込書(個人推薦用)
- (2) 法人又は団体が推薦する場合  
(様式第 2 号) 農地利用最適化推進委員推薦申込書（法人・団体推薦用）
- (3) 応募の場合  
(様式第 3 号) 農地利用最適化推進委員応募申込書

## 10. 選考方法

椎葉村農業委員会において、募集要件を満たしているかなどについて選考を行います。選考結果については、応募者（推薦者）全員に通知します。

## 11. その他

- (1) 農業委員と同時に推薦、応募することはできませんが、兼任はできません。
- (2) 推薦・応募された内容は、募集期間中および募集終了後に椎葉村ホームページ等にて公表しますので、あらかじめご了承ください。  
(公表内容：推薦者名、応募者名、職業、年齢、経歴、農業経営規模、推薦・応募理由等)
- (3) 選考結果に関する異議申し立ては一切受け付けできません。

12. 問合せ先 〒883-1601 椎葉村大字下福良 1762 番地 1  
椎葉村役場農業委員会事務局  
電話 0982-67-3206 村内無料電話 767-3206